

浦安市官民連携に関する基本方針

1. はじめに

浦安市（以下「市」という。）では、これまで民間との連携・協力として、民間委託を始め、指定管理者制度や長期包括責任委託の導入、新浦安駅前プラザ（マーレ）や千鳥学校給食センターにおけるPFI手法の導入等、様々な手法を採用し、事業の効率化や費用削減等を図ってきました。

近年、市を取り巻く社会環境が著しく変化し、行政需要はさらに多様化複合化する一方、生産年齢人口の減少に伴う歳入の減収、高齢化による扶助費の増加に加えて、昨今の新型コロナウイルス感染症による法人市民税の落ち込み等のこれまで想定されていなかった事象により、今後さらに財政運営が厳しくなることも考えられます。

また、公共施設については、急速な都市化の進展による建設時期の偏在により、令和4年度には市の公共施設の約40%が建設から30年を経過することから、今後の維持管理・改修等にかかる費用の縮減や平準化が課題となっています。

これらの課題に対応しながらも、良質な行政サービスを維持するためには、これまで以上に民間との連携・協力を進めていく必要があることから、市は、官民連携を推進する「浦安市官民連携に関する基本方針」（以下「基本方針」という。）を策定します。

なお、基本方針については国の法令や市の実情等により適宜見直しを行うものとします。

2. 官民連携とは

官民連携（Public Private Partnership、PPP）とは、これまでの行政が主体となって提供していた行政サービスを、官（行政）と民（民間）が連携・協力して、互いの強みを生かし補完し合うことによって、最適な行政サービスの提供を実現し、地域の価値や住民満足度の最大化を図ろうとする手法の概念を総称したものです。PFI手法、指定管理者制度、民間委託等様々な手法を含みます。

民（民間）は、市民、市民活動団体、地域活動団体、大学、民間事業者等まちづくりの様々な主体を指します。基本方針は、特に民間事業者との連携・協力のあり方について、明確化を図るものですが、民間事業者以外との連携・協力についても共通するものです。ただし、市民参加については、別途、条例等の規定に基づき推進します。

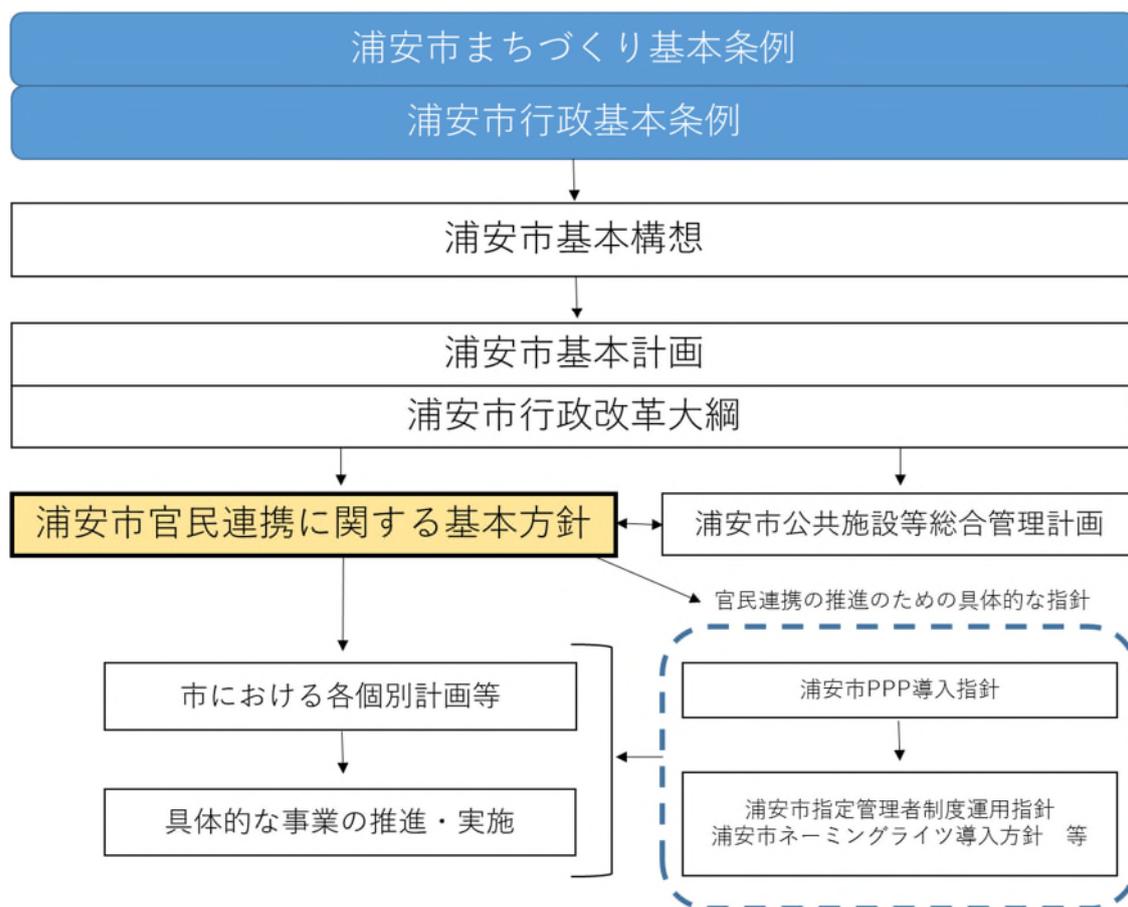
なお、官民連携は、公民連携とも表現されますが、市においては事業に取り組む主体となる「官」と「民」の連携・協力という観点に主眼を置き、「官民連携」という呼称を用いることとします。

3. 基本方針の位置づけ

市では、まちづくりのルールとなる「浦安市まちづくり基本条例」に基づき、市民等様々な主体が、市や議会とともに連携・協力しながらまちづくりを進めています。また、行政運営の基本原則や基本的な事項を定める「浦安市行政基本条例」に基づき、総合的かつ計画的に健全な市政を行っています。

そして、市がまちづくりを推進していくための基本指針となる「浦安市基本構想」においては、社会環境の変化や人口構造の変化等に伴い、これまでと同様の行政サービスを提供することが厳しい状況になることが予想されることから、「最少の経費で最大の効果を生む行政運営」を基本に、真に必要な施策を見極め、事務事業の効率化に努めるとともに、限りある行政資源の有効活用を図ることとしています。

このような「浦安市基本構想」で掲げる持続可能な行財政運営の推進を図るべく、この基本方針は、基本構想の実現に向けて施策の目的や展開内容等を示す「浦安市基本計画」や行政改革の基本方針を示す「浦安市行政改革大綱」を踏まえ、官民連携の目的や姿勢等を示すものです。



4. 官民連携の基本的な考え方

市における官民連携の基本的な考え方を下記の通り定めます。今後、この考え方に基づき官民連携を推進し、良質な行政サービスを維持するとともに、そこで生み出された人材や財源等を、新たな行政課題への対応等に向けてることにより、行政サービスの充実を図ります。

(1) 効果的・効率的な行政サービスの提供

官民連携の推進に際しては、官民連携による手法が効果的かつ効率的な行政サービスの提供に繋がるものであるか常に検討する必要があります。

そして、効果的かつ効率的な行政サービスの提供のためには、単にコストの削減や良質な行政サービスの維持のみを求めるのではなく、それが市民の意思に基づき、市全体の利益に繋がっているか、市が目指すまちづくりの方向性と一致したものであるか等、大局的な視点が求められます。

(2) 実現に向けた積極的な検討

市を取り巻く社会環境の変化に対応しながら持続可能な行財政運営を推進するため、法律等により市が直接実施しなければならない事業を除き、市におけるあらゆる事務事業について、従来の発想にとらわれることなく、官民連携事業の実施を積極的に検討します。特に、既存の事業についてはゼロベースで見直しを行います。

5. 官民連携の推進について

官民連携を推進するため、留意点や体制等について以下の通り定めます。

この推進に関する事項は、官民連携における事業全般の大枠を示すものであり、具体的な事業の実施に際しては、採用する手法に応じた各指針に従い推進していくことを基本とします。

(1) 官民連携手法の検討

全ての事務事業において、官民連携の視点を常に持ち、民間活力の導入や官民の適切な役割分担による、効果的かつ効率的な行政サービスの提供について検討します。

特に、建設・維持管理・改修・運営等により多額の費用を要する公共施設に関する事項については、官民連携手法の導入可否について必ず検討し、それ以外の事業についても従来の発想にとらわれず、様々な形で官民連携手法を検討します。

検討に際しては、官民連携手法の導入を前提とはせず、市にとって最適な手法を模索します。

(2) 推進にあたっての留意点

官民連携の推進にあたっては、以下の点について十分に留意し進めることとします。

① サービス水準の確保

官民連携は単にコストの削減を図るだけではなく、良質な行政サービスを維持していくことも必要です。そのため、民間事業者との契約等には、確保すべきサービス内容について明記するとともに、その水準が確保できているか定期的な検証を行います。

② 役割分担の明確化

官民連携事業の実施にあたり、互いの強みを最大限に発揮するとともに、不足する部分を補完できるよう役割分担を明確にします。

また、事業の安定性を確保するため、発生するリスクを想定・分析し、仮に事故等が生じたときの市と民間事業者の責任範囲について互いの同意を取るものとします。

③ 競争性・透明性・公平性の確保

官民連携事業に係る事業者の募集や選定等の手続きについては、競争性と透明性、公平性を確保し進めます。

④ 地域経済の活性化

官民連携事業の実施にあたり、市内事業者が積極的に参加できる環境整備を通じ、地域経済の活性化を図ります。

⑤ 協調関係の重視

課題解決に向けた様々な可能性を模索するとともに、施策事業の目的を共有するため、民間事業者との協調を重視します。

そして、民間事業者に求めることや市の課題を明確にし、積極的に情報を発信することで、より良い協調関係を目指します。

⑥ アイデアの保護

民間事業者との対話の中で得たアイデアやノウハウ等の知的財産・経営財産を尊重し、適切に保護します。

(3) 官民連携手法の評価について

官民連携手法が導入された事業は、その後、コストの削減や良質な行政サービスの維持等、導入の目的とした項目が達成されているか事業を評価・検証することが重要です。

そこで、事業の継続中は定期的なモニタリング等を通じ、契約等に従い適正かつ確実な行政サービスの提供がなされているか確認します。また、事業の終了や期間満了時に際しては、導入による効果を様々な点から検証します。

(4) 官民連携事業の推進体制

市は民間事業者からの提案等を一元的に受け付ける総合窓口を設けます。また、庁内で連携・情報共有を図りながら、官民連携事業の調査研究や導入可能性の検討を行うとともに、実施に向けた具体的な手続き等を進めます。